

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2024年6月18日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>他）
- グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- 各種原則等に適合する融資のうち、外部評価を取得しているものを対象としております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）

- グリーンボンドガイドライン（環境省）
- サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- 各種原則等に適合する投資のうち、外部評価を取得しているものを対象としております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞他）
- グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- 各種原則等に適合する融資のうち、外部評価を取得しているものを対象としております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- 上記原則に適合する投資のうち、外部評価を取得しているものを対象としております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- 当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- 各種原則等に適合する投融資のうち、外部評価を取得しているものを対象としております。
- ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の何れかに該当する投融資（資金使途が以下のとおり限定されている投融資）であること

- ① 再生可能エネルギーに関する事業のうち以下に該当するもの
 - FIT法に基づく認定を受けたもの
 - 環境アセスメントを受けたもの

- ② 省エネ性能の高い建築物の新築、建築物の省エネ改修に関する事業（適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処しているものに限る）
- ③ 気候変動対応に資する環境省や経済産業省の利子補給事業を利用した融資（環境へのネガティブな影響に対処しているものに限る）

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- 当行独自の基準については、山口フィナンシャルグループ金融事業本部が策定し、最終的には当行の管掌役員の承認により決定しております。
- (1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き(①・②)
当行独自の基準については、資金使途をグリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）、およびグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）に沿う形で定めております。
- (1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き(③)
環境省や経済産業省の利子補給事業を活用した環境関連融資については、気候変動対応に資するものに限るとしております。
- 当該基準は親会社である山口フィナンシャルグループの「サステナビリティ推進委員会」に報告しております。投融資にかかる当該基準への適合性については、気候変動対応に関する与信関連計数の取りまとめを担当する部署が案件の情報を踏まえ判断しております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の要件を全て満たす融資を対象としております。

- ① 「ポジティブインパクト金融原則」（国際環境計画・金融イニシアティブ）に適合すること
- ② 対象融資先が気候変動対応に紐づく評価指標（KPI）を設定していること
- ③ 融資の実行期間中、融資先が評価指標（KPI）の達成状況を年1回以上確認し、当行に開示すること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- 当行独自の基準については、山口フィナンシャルグループ金融事業本部が策定し、最終的には当行の管掌役員の承認により決定しております。
- (1)の基準への適合性の判断につきましては、当行要件を満たす融資のうち、独立した第三者による外部評価を取得しているものを対象としております。

以 上